電力供給に係る仕様書

（京都市役所（本庁舎、西庁舎、北庁舎））

京都市行財政局総務部庁舎管理課
（担当：細川、高瀬　電話：075-222-3046）

第１　総則

１　趣旨

本仕様書は、別添資料－１に記載の施設に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

２　用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

（１）この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、別添資料－１に記載の施設をいう。

（２）供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定義される小売電気事業者をいう。

（３）託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設の間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。

（４）電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。

（５）電気主任技術者とは、電気事業法第 43 条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。

（６）監督員とは、京都市契約事務規則第 39 条に規定する職員をいい、この契約において京都市行財政局総務部庁舎管理課に所属する職員をいう。

（７）検査員とは、京都市契約事務規則第 46 条に規定する職員をいい、この契約において京都市行財政局総務部庁舎管理課長をいう。

第２　仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

１　需要施設概要

（１）対象建物　　別添資料－１のとおり

（２）需要場所　　別添資料－１のとおり

（３）業種及び用途　　官公庁（市役所）（業務用電力）－高圧電力ＡＬ

（４）電気主任技術者　　別添資料－１のとおり

２　供給電力の仕様

（１）電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発電設備契約受電設備等

ア　電気方式　別添資料－１のとおり

イ　標準電圧　別添資料－１のとおり

ウ　計量電圧　別添資料－１のとおり

エ　標準周波数　別添資料－１のとおり

オ　受電方式　別添資料－１のとおり

カ　設備容量　別添資料－１のとおり

キ　蓄熱設備　別添資料－１のとおり

（ア）蓄熱設備容量　別添資料－１のとおり

（イ）蓄熱専用計量装置の計量電圧　別添資料－１のとおり

ク　発電設備

（ア）非常用発電設備　別添資料－１のとおり

（イ）常用発電設備　別添資料－１のとおり

ケ　アンシラリーサービス料金対象容量　別添資料－１のとおり

（２）契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力

（ア）契約電力（常時電力）　別添資料－１のとおり

（イ）契約電力（予備電力）　別添資料－１のとおり

□　常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

■　常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ　予定使用電力量　別添資料－１のとおり

令和９年４月１日から令和10年３月31日までの使用量見込み

（令和９年４月計量日から令和10年４月計量日の前日までの使用量見込み）

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

（ア）各月の電力使用実績（最大需要電力、使用電力量）　別添資料－２のとおり

（イ）自家発電設備停止時の補給電力使用実績　（なし）

（３）契約期間

令和９年４月１日０時から令和10年３月31日24時まで

（令和９年４月計量日から令和10年４月計量日の前日まで）

（４）需給地点　別添資料－１のとおり

■　需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点（引き込み）

□　需要場所周辺の託送者高圧区分開閉器負荷側接続点（出迎え）

□　需要場所における本市受電室内の託送者による地中引込線立上り接続点(地中化)

（５）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

（６）保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

（７）計量日及び計量

ア　各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ　計量期間は前月計量日の０時から当月計量日の前日の 24 時までとする。

ウ　計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ　計量日を１日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

（８）電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を１日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

（９）料金制度

ア　料金制度は、基本料金及び電力量料金による二部料金制とし、電力量料金単価は契約期間中固定とする。

イ　供給者は、その１月の平均力率により料金の割引及び割増を行うことができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算定式を契約期間適用する。

ウ　供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力量料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとし、落札決定後に提出した算定式及び算定条件（積算内訳書）を契約期間中継続して適用するものとする。ただし、燃料費調整単価を適用する場合は、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の燃料費調整単価を超えない範囲で設定するものとする。

なお、燃料費調整単価を適用しない場合は、積算内訳書にその旨を明記し、契約期間中適用するものとする。

エ　供給者は、卸電力市場価格を反映した市場価格調整単価に基づき算定した金額（市場価格調整額）を加算・減算することができるものとし、落札決定後に提出した算定式及び算定条件（積算内訳書）を契約期間中継続して適用するものとする。ただし、市場価格調整単価を適用する場合は、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の市場価格調整単価を超えない範囲で設定するものとする。

なお、市場価格調整単価を適用しない場合は、積算内訳書にその旨を明記し、契約期間中適用するものとする。

オ　再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

（１０）平均力率

ア　平均力率の算定は、その月の午前８時から午後１０時までの時間における平均

の力率とする。単位は％とし、小数点以下第１位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は１００％とする。）。

イ　平均力率の算定式は次のとおりとする。

平均力率 ＝ 有効電力量 ／ √（(有効電力量）^{2}＋（無効電力量）^{2}）

ウ　契約期間における当該施設の予定平均力率については、令和７年度の各月の力率から算定することとし、入札金額はこの予定平均力率を用いて算定するものとする。

３　一般事項

（１）注記事項

ア　供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。

イ　供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ　供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ　供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ　供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

（２）連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

ア　緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ　当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ　協議窓口の所在地

（３）報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

（４）検査

ア　供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ　前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

（５）資料の提供

ア　供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ　供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、

使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4　その他

（1）設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

（2）負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

（3）取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器､積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む｡）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

（4）送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

（5）緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

（6）協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5　特記事項等

（1）使用電力量の増減予定

当該契約期間内において､当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

（２）計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

（３）施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年１回、休業日の９時頃から 17 時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。（託送者区分開閉器の開閉を伴う作業）

（４）　本電力供給契約の長期継続契約の適用の有無

■　当該契約は、長期継続契約の適用が「ない」。

□　当該契約は、長期継続契約の適用が「ある」。

（５）　本電力供給契約の長期継続契約の適用が「ある」場合の措置

ア　本市は、令和９年度以降において電気料金に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この電力供給契約を解除することができる。

イ　アの規定により本市がこの契約を解除した場合において、供給者は、本市が令和１０年度以降に支払いを予定していた電気料金を請求することはできない。

ウ　供給者は、前項に定めるもののほか、アの規定により本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

別添資料―1

行政区	対象建物	需要場所	電気主任技術者	電気方式	標準電圧（V）	計量電圧（V）	標準周波数（Hz）	受電方式	設備容量（kVA）	蓄熱設備		発電設備		アンシラリーサービス料金対象容量	計量日	契約電力		予定使用電力量（kWh/年）		予定平均力率（%）	需給地点
										蓄熱設備容量	蓄熱専用計量装置の計量電圧	非常用発電設備	常用発電設備			常時電力（kW）（年間最大値）	予備電力（kW）	施設別	合計		
中京区	京都市役所（本庁舎、西庁舎、北庁舎）	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	京都市都市計画局ならびに京都市公共建築開発株式会社 建築整備課 大当 一平	交流3相3線式	6,000	6,000	60	2回線受電	5,750	なし	なし	1250	なし	なし	1日	1300	1300	2,647,233	2,647,233	100	引き込み

注1 常用発電設備には、太陽光発電設備、コージェネレーション発電設備その他平常時に使用する発電設備を含む。

2 非常用発電設備には、停電時等にのみ使用する非常用発電設備を記載すること。

別添資料―2

行政区	対象建物	月ごとの使用量（kWh）（令和 7年度実績）												最大電力（kW）（令和 7 年度実績）												契約電力（kW）（令和 7 年度実績）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中京区	京都市役所（本庁舎、西庁舎、北庁舎）	122,217	127,359	172,800	261,154	252,864	231,694	177,489	164,941	215,671	259,179	228,930	223,879	602	446	760	899	974	959	647	834	1,006	1,257	1,276	1,111	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300